

業務継続計画（BCP）

新興感染症編

（介護サービス類型：訪問系）

法人名 : 医療法人 福生会

施設・事業所名 : 介護老人保健施設 明けの星
訪問リハビリテーション

代表者名 : 多田羅 治

所在地 : 香川県高松市番町三丁目3-1

電話番号 : 087-861-3731

作成日 : 2023年12月1日

更新日	更新内容
2023年12月1日	作成
2024年4月1日	改訂（施設長名の変更）
2024年9月1日	改定（対象感染症の変更明記）

新興感染症及び新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新興感染症及び新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、**感染対策委員会**とする。

4 全体像

施設内の対応としては、介護老人保健施設明けの星業務継続計画（以下、明けの星 BCP）に準じる。

第Ⅱ章 平時からの備え

1 対応主体

災害対策本部長（理事長）の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

（1）体制構築・整備①

- 全体を統括する責任者：理事長
代行者：看護責任者・事務責任者
- 訪問リハビリテーション部門内責任者

（2）体制構築・整備②

- 明けの星内での報告ルート・報告方法等は、明けの星 BCP に準じる。
- 訪問リハビリテーション部門としての報告方法等は事前に整理し、リハビリテーション室内で伝達方法を共有する。

（3）感染防止に向けた取組の実施

- 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集
：明けの星 BCP に準じる
- 基本的な感染対策の徹底
：明けの星 BCP に準じる
- 職員・利用者の体調管理
：基本的には 明けの星 BCP に準じる
訪問リハビリテーション利用時には、利用者の体調を十分に確認する。
体調不良を認めた場合の対応を予め明記し、利用者・家族にも説明を行ない、同意を得る。
また、訪問リハビリテーション実施予定日に自覚的な体調異常がある場合には、事業所へ電話連絡をして頂くよう事前に説明を行う。

（4）緊急連絡網の整備 ：明けの星 BCP に準じる

（5）防護具・消毒液等備蓄品の確保

- ：施設内の防護具 他 備品等の管理に関しては、明けの星 BCP に準じる
訪問リハビリテーションに必要な備品に関して、適時確認を行い、訪問時に不足のないよう備える

(6) 研修・訓練の実施

(6-1) 業務継続計画（以下 BCP）を関係者で共有

策定した BCP 計画を、訪問リハビリテーションに関わる職員を中心に 不足事項はないか 確認する。

(6-2) BCP の内容に関する研修

以下の項目に関して、研修を実施する。

1) 入職時研修

- ・時期-入職時
- ・担当-看護責任者
- ・方法-BCP の概念や必要性、感染症に関する情報を説明する

2) BCP 研修会（全職員対象）

- ・時期-年 1 回
- ・担当-看護責任者
- ・方法-BCP の概念や必要性、感染症に関する情報を説明する

3) 外部 BCP 研修（全職員対象）

- ・時期-年 1 回程度適宜
- ・担当-外部講師
- ・方法-外部の e ラーニングの視聴

4) 訪問リハビリテーション担当引継ぎ時

- ・時期-引継ぎ時適宜
- ・担当-引継ぎ職員
- ・方法-書類や連絡方法等、直接使用する書面等をもって伝達

(6-3) BCP の内容に沿ったシミュレーション : 明けの星でのシミュレーション時に同様に実施

(7) BCP の検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCP を見直す

- ① BCP に関連した最新の動向を把握し、BCP を見直す
- ② 研修を通じて得た疑問点や改善すべき点について BCP を見直す
- ③ シミュレーションの実施により判明した新たな課題と、その解決策を BCP に反映させる

第三章 初動対応

1 対応主体

災害対策本部長の統括のもと、各担当業務を遂行する。
情報伝達の責任者や、報告先に関しては、明けの星 BCP に準じる。

2 対応事項

(1) 明けの星施設内の対応事項

災害対策本部長の統括のもと、各担当業務を遂行する。
対応内容や、対策事項に関しては 明けの星 BCP に準じる。

(2) 訪問リハビリテーションに関する対応事項

- ・災害対策本部長、看護責任者、事務責任者への報告：リハビリテーション室責任者
 - ・担当居宅ケアマネジャー
 - ・担当利用者
- } 訪問リハビリテーション担当者
- } 以下の事項に関して、担当ケアマネジャーと相談、連絡
- ① 施設内の感染拡大の規模
 - ② 訪問リハビリテーションへの影響
 - ③ 訪問リハビリテーション継続の可否
 - ④ 再開の目途

第四章 感染拡大防止体制の確立

1 対応主体

災害対策本部長の統括のもと、各担当業務を遂行する。
情報伝達の責任者や、報告先に関しては、明けの星 BCP に準じる。

2 対応事項

災害対策本部長の統括のもと、各担当業務を遂行する。
対応内容や、対策事項に関しては 明けの星 BCP に準じる。
訪問リハビリテーション部門に関しては、以下の内容に関して、適宜連携を図り遂行する。

- ・災害対策本部長、看護責任者、事務責任者への報告：リハビリテーション室責任者
 - ・担当居宅ケアマネジャー
 - ・担当利用者/家族
- } 訪問リハビリテーション担当者

<感染対策必要書類>

必要参考書類	様式名
推進体制の構成メンバー	明けの星 BCP 様式 1 参照
事業所外連絡リスト	明けの星 BCP 様式 2 参照
職員 体温・体調チェックリスト	通常業務時利用書類
訪問リハビリテーション利用者 対応・体調チェック	訪問リハビリテーション記録項目参照
感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト	リハビリ部門に関しては、通常業務日誌を使用
職員緊急連絡網（部署ごとの作成）	通常時より作成 他、『LINE』利用しての緊急連絡網
備蓄品リスト	明けの星備品リストと同様
業務分類（優先業務の選定）	明けの星 BCP 様式 7 参照

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html